

別紙

移住支援金の交付申請に当たっての誓約事項

- 1 移住後の就業等の状況に関する報告及び現地調査等について、弘前市長から求められた場合はそれに応じるとともに、弘前市長から指示があった場合は、それに従います。
- 2 移住支援金の交付を受けた後に次の各号に該当することとなった場合は、令和8年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付要綱に基づき、それぞれに定める移住支援金の額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等であることが判明した場合：**全額**
 - (2) 申請日から3年に満たない間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）：**全額**
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合：**全額**
 - (4) 関係人口に関する要件に該当する者として移住支援金の交付決定を受けている者が、申請日から1年以内に当該要件に該当しなくなった場合又は当該要件を満たしていることを確認できない場合：**全額**
 - (5) あおもり起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合：**全額**
 - (6) 申請日から3年以上5年以内の期間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）：**半額**
 - (7) 移住後の就業等の状況に関する報告の求め若しくは現地調査等に基づく指示に従わない場合又は法令若しくは令和8年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付要綱の規定に違反した場合（前各号に該当する場合を除く。）：**市長が定める額**

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び弘前市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び弘前市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。